

令和8年度 成年後見制度利用促進に係る取組について

令和8年度 第1回松戸市成年後見制度利用促進協議会
令和8年6月23日(火)
松戸市 地域包括ケア推進課・障害福祉課

令和8年度 松戸市成年後見制度利用促進協議会について

協議会概要

- ・令和8年度は年2回(6月23日・2月16日)の開催を予定している
- ・松戸市成年後見制度利用促進協議会設置要綱に基づき、委員の任期は2年であるため、改選は行わない
- ・機能別目標や取組(案)の中から、優先的に検討が必要なことを本協議会のテーマとする

中核機関が担うべき4つの支援機能(国計画より)

①広報機能 成年後見制度の仕組みや利用を支援する地域の窓口を広く周知

②相談機能 本人の意思決定支援や支援の必要性、適切な支援内容等の検討

③利用促進機能 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討

④後見人支援機能 チームでの支援内容の検討、バックアップ体制

各機能の目標

支援機能	目標
①広報機能	・本人の状態や置かれた状況に適した制度活用ができるよう周知する。 ・対象者に応じた相談窓口の周知を行う。 ・権利擁護に係る支援が必要な状態にあることに気がつき、支援機関に繋ぐ支援者や地域住民のアンテナを高める。
②相談機能	・相談事例を定期的に分析し、ニーズ等を検証する。 ・成年後見相談室の利用促進を図る。
③利用促進機能	・市民後見協力員の役割の認知度向上を図る。 ・日常生活自立支援事業を含めた関連諸制度の違いに加え、利点や課題について理解を深め、支援者間で適切な活用を検討しやすい体制づくりを進める。
④後見人支援機能	・親族後見人の実状を把握する ・後見人等就任後における、権利擁護支援チームの円滑な課題整理及び引継ぎの在り方について検討する。

継続取組

- ・業種ごと(医療機関・金融機関)に作成したチラシの配布
⇒発見及び支援機関への繋ぎの促進
- ・地域巡回講演会・個別相談会の開催
⇒制度や相談窓口の認知度向上
- ・支援者向け研修会の実施
⇒権利擁護支援に係るスキルの向上
- ・ケース会議等への専門職派遣事業
⇒適切な制度活用
- ・市民後見協力員養成講座の開催
⇒周知、法人後見支援

新規取組

- ・成年後見制度等の適切な活用に向けたパンフレットの作成
⇒状態に適した制度・事業への繋ぎ
⇒相談窓口や諸制度の整理
- ・「支援者向け 成年後見制度活用に向けた手引き」の改訂
⇒実用性の更なる向上

令和8年度重点取組み

国においては、令和9年度に第三期成年後見制度利用促進基本計画の施行が予定されていることから、本市においても国の動向を注視しつつ、成年後見制度の利用促進を引き続き取り組んでいく。

また、今年度は、成年後見制度等の概要や適切な相談窓口等が一目で分かる市民・支援者向けのパンフレットを新たに作成する。

さらに、支援者向け手引きについても、成年後見人等報酬助成金の案内を加筆するなど、一次相談窓口の職員にとって、より実用性の高い内容に改訂を行う。

重点取組①「成年後見制度等の適切な活用に向けたパンフレットの作成」

パンフレットに載せる内容(案)：8ページ構成

- ・日常生活自立支援事業と成年後見制度の違い(概要)
- ・日常生活自立支援事業と成年後見制度の違い(フロー図)
- ・権利擁護支援検討チェックシート
- ・成年後見制度等に関する相談窓口一覧

※制度等の詳細については、それぞれのパンフレットを参照、または相談窓口へ問合せをする形を想定している

【検討事項】

事務局では、本人の状態に適した制度・事業への繋ぎを円滑にすることを目的に、相談窓口を明確にした「成年後見制度等の適切な活用に向けたパンフレット」の作成を検討している。

現在、松戸市で発行しているチラシ及びパンフレットは5種類あるが、その内容を整理・統合した内容とし、市民及び支援者が成年後見制度や関連制度について適切に理解するとともに、必要に応じて本人の状態に適した相談機関に繋がることを目的にするものである。

については、上記の目的を達成するために、どのような構成・内容をするのが望ましいかについて、ご意見を伺いたい。

重点取組②「支援者向け 成年後見制度活用に向けた手引きの改訂」

1 タイトル(案)

- ・【修正】一次相談窓口職員向け 成年後見制度活用に向けた手引き

2 内容(案) ※大きく変更する箇所のみ記載

- ・【修正】手引きの使用方法
- ・【修正】成年後見制度活用検討時のフロー図
- ・【修正】①成年後見制度活用を検討
- ・【修正】②申立人の検討
- ・【修正】「本人・親族申立費用助成」に関すること
- ・【追加】専門職派遣事業の案内
- ・【追加】松戸市成年後見人等報酬助成の案内
- ・【追加】市長申立の流れ
- ・【追加】金銭管理支援事業の概要

【検討事項】

事務局では、上記のとおり、手引きの内容について改訂を検討している。
本手引きは、一次相談窓口で相談を受ける職員の質の平準化を目的として令和4年3月に作成し、改訂を重ねている。

今回の改訂では、より内容を簡潔かつ分かりやすく理解できるものとし、職員にとって使いやすさを高めることが重要であると考えている。

ついては、これらの観点から、どのような点を改訂することが望ましいかについて、ご意見を伺いたい。